

令和2年7月28日

障害福祉サービス事業所 各位

安城市役所障害福祉課長

放課後等デイサービス事業所等の代替的なサービスへの対応について
(通知)

日ごろは、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、各事業所において感染防止対策を実施いただいているかと思いますが、安城市内においても感染が確認されています。また、地域の特別支援学校等が夏季休業期間となり放課後等デイサービス等の利用希望者の増加が見込まれることから、見出しの件については以下のとおりとしますのでご理解とご協力をお願いします。

記

1 代替的なサービスについて

上記の理由により、放課後等デイサービス事業等において代替的なサービスによる支援を認めます。方法については、令和2年4月27日付け「新型コロナウイルス感染症対策のための放課後等デイサービス事業所等の代替的なサービスの提供に対する本市の考え方について（通知）」に示したとおりです。

代替的なサービスの実施前に支援内容の相談及び保護者同意書の写しの提出、実施後に支援提供記録表等の写しの提出を忘れずをお願いします。また、同日に複数の事業所からの請求はできませんので、支援を実施する際には重複が無い様に事業所同士であらかじめ調整するなどしてください。

2 有効期間

本件は令和2年7月28日（火）から令和2年8月31日（月）までに提供された放課後等デイサービス事業及び児童発達支援事業に対して有効とします。

3 その他

国や県の動向、新型コロナウイルスに対する社会情勢の変化により、対応が変更となる可能性があります。

問い合わせ先 安城市役所福祉部障害福祉課障害給付係
電 話 0566-71-2259（直通）
F A X 0566-74-6789
E メール shofuku@city.anjo.lg.jp